

令和5年度
第1回 都城市都市計画審議会 議事録

1. 開催日 令和5年12月21日(木)
2. 開会時刻 午後2時00分
3. 閉会時刻 午後3時00分
4. 開催場所 都城市コミュニティセンター 集会室
5. 提出議案 ①都城広域都市計画公園の変更について
5・6・12号 母智丘関之尾公園(都城市決定)
②都城広域都市計画公園の変更について
6・5・11号 都城運動公園(都城市決定)
6. 出席委員(8名)
7. 事務局【都市計画課】【みやこんじょPR課】【国スポ・障スポ準備課】
8. 審議の結果
結果：議案①について「承認」
議案②について「承認」

■委員

スノーピークと黒岩建築設計共同体が工事をしている北前キャンプ場と関之尾茶屋などを関之尾公園に名称を変更するのか。

■事務局

母智丘関之尾公園の名称変更については、都市公園ではない関之尾緑の村と北前公園のエリアを関之尾公園と名称を変更することに伴い、混在するのを避けるために母智丘関之尾公園を母智丘公園に名称変更するものである。

■委員

黄色の着色部（資料③P5）はスノーピークが工事をしているところか。

■事務局

黄色の部分は、北前公園である。（資料③P5の表で説明）

都市計画公園ではない1番の関之尾緑の村、2番の北前公園を合体して、関之尾公園という名称に変えることに伴い、3番の都市計画公園である母智丘関之尾公園の関之尾を削除し、母智丘公園に変更したい。

■委員

県立自然公園にも母智丘関之尾公園というものがある。一般的に、わかりにくいところがあるため、関之尾滝の関之尾公園と母智丘公園のある母智丘公園と整理されたことで、逆にわかりやすくなるかも知れない。

■委員

公園区域の面積が変わることによって、都市計画法上の公園の区分などが変わることはないのか。

■事務局

今回は、名称変更のみであるため、面積の増減はない。

■委員

1番と2番を合わせて関之尾公園とするにあたり面積などは変わるが関係ないのか。

■事務局

1番と2番は、都市計画区域外の公園であるため、今回は関係ないものとなっている。

■委員

他に意見はないため、採決をする。

議案1 都城広域都市計画公園の変更、5・6・12号母智丘関之尾公園の名称変更について、原案通り承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手で承認）

それでは、本議案について過半数の承認があったため、都城市都市計画審議会条例第6条第4項の規定により、原案通り承認するものとする。

■委員

道路は、どのくらい拡幅する予定なのか。

■事務局

既に、都市計画決定をした部分で、赤の斜線で入っている面積が 864.79 m²、こちらの赤の部分が 378.38 m²となっている。(資料④4にて説明)

■委員

聞きたいのは、幅のことである。実際狭いので、どれくらい広がるのかを聞きたい。

■事務局

手持ちに資料がないため、後ほど回答という形でよろしいか。

■委員

泉ヶ丘高校のプールは市がもらったのか。

■事務局

都市計画区域を広げると同時に、長年利用していないプール跡地に関しては、市で買収し、公園区域を広げて一体的な利用ができないかという交渉を水面下で進めてきたところである。令和6年度に入ってから買収をし、整備に入っていく予定である。

■委員

テニスコートを買収する計画はないか。

■事務局

これに、関しては県側と話を進めたが、泉ヶ丘高校が学校の部活動や授業で利用しているため、テニスコートを市に譲ることはできないという回答を得ている。今回、公園区域を広げることができるのが、長年利用していないプール跡地のエリアの部分になるためこちらの手続きを進めている。

■委員

泉ヶ丘高校は、プールがなくても困らないのか。いらないということか。

■事務局

プールに関しては、泉ヶ丘高校と話している。現在、民間のプールを年間で借用し、利用しているとのことで、今後も、現在のやり方を継続していくとのこと。

■委員

芝生広場の使用目的は。

■事務局

サブグラウンドと明記している部分は、現在、グラウンドゴルフの競技団体や一般の子供たちがボール遊びをする場所として利用している。

今後、サブグラウンドを整備することに伴い、グラウンドゴルフや一般利用の子供たちが学校の行事で使用したり、ボール遊びに使ったりするなど、従来のオープンスペースとしての利用機能を芝生広場に移転する。

■委員

グラウンドゴルフをするのに、2面とれるのか。

■事務局

グラウンドゴルフにおいて2面とれるかということに関しては、現状としては、1面使われているため、不明である。

芝生広場もオープンスペースとして使用できるため、そこを一般的には使っていただく。大規模な大会が入った場合には、こちらも一体的に使っていただくといったような利用方法を考えているところである。

■委員

他に、ご意見はないため、採決をする。

議案1 都城広域都市計画公園の変更、6・5・11号都城運動公園について、原案通り承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手で承認)

過半数が承認であったため、都城市都市計画審議会条例第6条第4項の規定により、原案通り承認する。

■事務局

先ほどの飛松委員から、質問があった花繰通線の道路幅員については、都市計画決定を受けているのが、幅員14メートルとなっている。

以上